

様式第三号

法人名 社会医療法人原土井病院
所在地 福岡県福岡市東区青葉6丁目40番8号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 5年 3月 31日現在)

1. 資 産 額 5,887,294 千円
2. 負 債 額 2,000,299 千円
3. 純 資 産 額 3,886,995 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	2,206,961
B 固 定 資 産	3,680,333
C 資 産 合 計 (A+B)	5,887,294
D 負 債 合 計	2,000,299
E 純 資 産 (C-D)	3,886,995

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第一号

法人名 社会医療法人原土井病院

※医療法人整理番

所在地 福岡県福岡市東区青葉6丁目40番8号

貸 借 対 照 表

(令和5年 3月 31日 現在)

社会医療法人原土井病院

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	2,206,961	I 流 動 負 債	829,973
現金及び預金	892,041	買掛金	127,681
事業未収金	1,180,302	1年以内返済長期借入金	81,816
未収金	65,784	未払金	390,571
たな卸資産	24,313	未払法人税等	71
前払費用	75,140	前受金	2,598
その他の流動資産	7,150	預り金	23,562
貸倒引当金	-37,768	賞与引当金	203,673
II 固 定 資 産	3,680,333	II 固 定 負 債	1,170,325
1 有 形 固 定 資 産	3,071,967	長期借入金	433,178
建物	1,769,333	退職給付引当金	737,147
構築物	170,540	負債合計	2,000,299
医療用器械備品	35,794	純 資 産 の 部	
その他の器械備品	115,817	科 目	金 額
車両及び船舶	0	I 積 立 金	3,886,995
土地	923,694	繰越利益積立金	3,886,995
建設仮勘定	56,789		
2 無 形 固 定 資 産	134,457		
ソフトウェア	131,981		
その他の無形固定資産	2,476		
3 そ の 他 の 資 産	473,909		
保険積立金	219,306		
敷金	134,776		
長期前払費用	113,357		
出資金	3,416		
その他の固定資産	3,055		
資産合計	5,887,294	純資産合計	3,886,995
		負債・純資産合計	5,887,294

様式第二号

法人名 社会医療法人原土井病院

医療法人番号

所在地 福岡県福岡市東区青葉6丁目40番8号

損 益 計 算 書

(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		5,597,624
2 事業費用		
(1)事業費	5,368,665	
(2)本部費	0	5,368,665
本来業務事業利益		228,958
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		194,063
2 事業費用		177,911
附帯業務事業利益		16,152
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		8,922
2 事業費用		9,933
収益業務事業損失		1,012
事業利益		244,099
II 事業外収益		
受取利息	1,043	
患者外給食収益	19,593	
家賃収入	28,224	
療費収入	18,781	
為替差益	7,761	
その他の事業外収益	5,307	80,709
III 事業外費用		
支払利息	1,777	
その他の事業外費用	4	1,781
経常利益		323,027
IV 特別損失		
補助金返金損	9,773	
固定資産売却損	3,399	
固定資産除却損	2,678	15,850
税引前当期純利益		307,177
法人税・住民税及び事業税		71
当期純利益		307,106

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

事業報告書

(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名称	社会医療法人 原土井病院
	① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
	② ☒ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
	☐ その他
	③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
	注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について, 該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地	福岡市東区青葉6丁目40番8号
-------------	-----------------

注) 複数の事務所を有する場合は, 主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日	昭和 42 年 12 月 7 日
-------------	------------------

(4) 設立登記年月日	昭和 42 年 12 月 12 日
-------------	-------------------

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	原 寛	
理 事	原 祐一	
同	野村 秀幸	原土井病院 院長
同	下田 雅子	みどりのクリニック 院長
同	成富 由司	
同	眞名子 佐喜子	
同	鈴木 崇	
監 事	藤本 周二	
同	牧 健太郎	

注) 1 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2 理事の備考欄に, 当該医療法人の開設する病院, 診療所, 介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3 評議員の備考欄に, 評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院, 診療所, 介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病 院	原土井病院	福岡市東区青葉6丁目40番8号	一般病床 216 床 療養病床 260 床 〔医療保険 260 床〕 〔介護保険 床〕 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所	みどりのクリニック	福岡市東区名子1丁目18番9号	一般病床 床 療養病床 床 〔医療保険 床〕 〔介護保険 床〕
介護老人 保健施設			入所定員 名 通所定員 名
介護 医療院	みどりの介護医療 院	福岡市東区名子1丁目18番9号	入所定員 80 名 通所定員 名

注) 1 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については, その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2 療養病床に介護保険適用病床がある場合は, 医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は, 入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
(介護予防)訪問看護リハステーション	福岡市東区青葉7丁目26番1号	
原土井病院ケアプランサービス	福岡市東区青葉7丁目26番1号	
原土井病院ヘルパーステーション	福岡市東区青葉6丁目40番8号	
訪問介護員養成研修事業所	福岡市東区青葉6丁目40番8号	
メディカルフィットネスあおば	福岡市東区青葉6丁目40番8号	
福祉用具専門指導員指定講習	福岡市東区青葉6丁目40番8号	
福岡市介護予防教室業務受託事業所	福岡市東区青葉6丁目40番8号	
福岡市東第5地域包括支援センター	福岡市東区水谷2丁目3番15号	
福岡市東第10地域包括支援センター	福岡市東区香椎照葉3丁目2番1号	
福岡市東第5地域包括支援センター指定介護予防支援事業所	福岡市東区水谷2丁目3番15号	
福岡市東第10地域包括支援センター指定介護予防支援事業所	福岡市東区香椎照葉3丁目2番1号	

注) 1 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については, その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
教育・学習支援業	福岡市東区松崎4丁目40番18号	

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

2022 年	6 月	24 日	令和3年度決算の決定
2022 年	7 月	8 日	原土井病院デイケアセンター廃止、病棟入替
2022 年	11 月	11 日	新介護医療院開設予定
2023 年	2 月	10 日	福岡県社会福祉協議会「介護福祉修学資金貸付制度」連帯保証人変更の件
2023 年	3 月	10 日	令和5年度事業計画及び予算承認、理事報酬支給額

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

- (7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

年	月	日
年	月	日

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(記入例)		
年	月	日
年	月	日
年	月	日

- (9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する(任意)

法人名 社会医療法人原土井病院
所在地 福岡県福岡市東区青葉6丁目40番8号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 原土井病院

理事長 原 寛 殿

私は、社会医療法人 原土井病院の令和 4 年会計年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告致します。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 6 月 22 日

社会医療法人 原土井病院

監事 藤本 周二



様式 6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 原土井病院

理事長 原 寛 殿

私は、社会医療法人 原土井病院の令和 4 年会計年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告致します。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 6 月 22 日

社会医療法人 原土井病院

監事 牧 健太郎



独立監査人の監査報告書

令和5年6月19日

社会医療法人原土井病院
理事会 御中

古賀竜介公認会計士事務所

公認会計士

古賀 竜介

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人原土井病院の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第56会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部

統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

様式第四号

法人名 社会医療法人原土井病院
所在地 福岡県福岡市東区青葉6丁目40番8号

医療法人番号

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)
(単位:千円)

	積立金		純資産合計
	繰越利益積立金	積立金合計	
令和4年4月1日 残高	3,579,889	3,579,889	3,579,889
会計年度中の変動額			
当期純利益	307,106	307,106	307,106
会計年度中の変動額合計	307,106	307,106	307,106
令和5年3月31日 残高	3,886,995	3,886,995	3,886,995

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第六号

法人名 社会医療法人原土井病院
所在地 福岡県福岡市東区青葉6丁目40番8号

医療法人番号

引当金明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	34,032	3,736		-	37,768
賞与引当金	214,772	203,673	214,772	-	203,673
退職給付引当金	736,854	63,092	62,798	-	737,147

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第五号

法人名 社会医療法人原土井病院
所在地 福岡県福岡市東区青葉6丁目40番8号

医療法人番号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	5,517,529	104,235	843	5,620,920	3,851,587	119,865	1,769,333
	構築物	145,701	118,765	-	264,466	93,925	10,361	170,540
	医療用器械備品	572,634	4,964	11,473	566,124	530,331	23,162	35,794
	その他の器械備品	834,273	45,882	87,944	792,212	676,395	54,871	115,817
	車両及び船舶	8,097	-	-	8,097	8,097	-	0
	土地	924,469	32,700	33,475	923,694	-	-	923,694
	建設仮勘定	35,569	245,067	223,847	56,789	-	-	56,789
	計	8,038,272	551,612	357,582	8,232,302	5,160,335	208,259	3,071,967
無形 固定 資産	ソフトウェア	165,963	28,830	62,812	131,981	-	60,545	131,981
	その他の無形固定資産	2,476	-	-	2,476	-	-	2,476
	計	168,439	28,830	62,812	134,457	-	60,545	134,457
そ の 他 の 資 産	保険積立金	181,612	37,693	-	219,306	-	-	219,306
	敷金	134,776	-	-	134,776	-	-	134,776
	長期前払費用	96,397	24,564	7,604	113,357	-	7,604	113,357
	その他の固定資産	7,291	-	820	6,471	-	-	6,471
	計	420,076	62,257	8,424	473,909	-	7,604	473,909

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書き）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第七号

法人名 社会医療法人原土井病院
所在地 福岡県福岡市東区青葉6丁目40番8号

医療法人番号

借入金等明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	81,816	81,816	-	—
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。)	514,994	433,178	0.30280	令和7年12月～ 令和12年10月
その他の有利子負債	-	-	-	—
合 計	596,810	514,994	-	—

- (注) 1. 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日以後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	81,816	81,816	76,362	60,000

- 短期借入金、長期借入金(貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。)及び金利の負担を伴うその他の負債(以下「その他の有利子負債」という。)について記載すること。
- 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
- 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
- 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
- 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第八号

法人名 社会医療法人原土井病院
所在地 福岡県福岡市東区青葉6丁目40番8号

医療法人番号

有 価 証 券 明 細 表

【債券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし	-	-
計	-	-

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
出資金(7銘柄)	-	3,416
計	-	3,416

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の二号

法人名 社会医療法人原土井病院
所在地 福岡県福岡市東区青葉6丁目40番8号

医療法人番号

事業費用明細書
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
医薬品費	227,395	
診療材料費	138,006	
医療用消耗器具備品費	15,768	
給食用材料費	117,043	498,212
II 給与費		
給料	2,650,040	
賞与	167,064	
賞与引当金繰入額	203,673	
退職給付費用	63,092	
法定福利費	417,253	3,501,122
III 委託費		
検査委託費	68,510	
給食委託費	115,697	
寝具委託費	17,273	
医事委託費	1,049	
清掃委託費	43,426	
保守委託費	42,214	
衛生委託費	34,139	
その他の委託費	39,937	362,245
IV 経費		
減価償却費	268,804	
器械賃借料	49,321	
地代家賃	154,622	
修繕費	35,948	
固定資産税等	22,711	
器械保守料	28,416	
器械設備保険料	1,166	
車両関係費	17,466	
研修費	14,370	
治験費用	10,418	
図書費	6,723	
福利厚生費	112,605	
旅費交通費	4,428	
職員被服費	21,865	
通信費	15,506	
広告宣伝費	19,850	
消耗品費	29,426	
消耗器具備品費	27,372	
会議費	475	
水道光熱費	131,188	
保険料	4,424	
交際費	2,883	
諸会費	8,814	
租税公課	2,539	
貸倒引当金繰入額	3,736	
雑費	43,018	
控除対象外消費税負担額	156,838	1,194,930
事業費用計		5,556,510

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. I から VI の中科目区分は、省略する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

添付書類(構造設備及び体制)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: 社会医療法人 原土井
理事長 原 寛

住 所: 福岡市東区青葉6丁目40番8号

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	原土井病院
施設の所在地	福岡市東区青葉6丁目40番8号
管轄保健所名	東保健所

1 診療科目

科 目	内科	糖尿病・代謝内科	呼吸器内科	消化器内科	循環器内科	神経内科	緩和ケア内科	老年内科
	漢方内科	血液内科	リウマチ科	心療内科	整形外科	リハビリテーション科	放射線科	皮膚科
	歯科	精神科	小児リハビリテーション科	婦人科	歯科口腔外科	脳神経外科		

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感染症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
97	216	86	260							183	476

3 構造設備

(1)総括表(該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。)

業務の区分	施 設	設 備 等
☐ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☒ へき地医療 ☒ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☐ 小児救急医療	☐ 集中治療室 ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☒ 診察室 ☒ 手術室 ☒ 処置室 ☒ 臨床検査施設 ☒ エックス線診療室 ☒ 調剤所 ☐ 保護室 ☒ 面会室 ☐ 専用病床(床) ☒ 優先的に使用される病床 ☒ 備蓄倉庫 ☐ ヘリポート(☐ 敷地内 ☐ 近接地) ☐ 医師住宅 ☒ 看護師住宅	☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☒ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☐ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☐ 簡易ベッド ☐ 携帯用医療機器 ☒ 食料 ☒ 飲料水 ☒ 医薬品 ☒ 自家発電装置 ☐ トリアージタッグ ☒ 救急用自動車 ☐ 広域災害・救急医療情報システム

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室数

(3) 開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
原土井病院	☒ 診察室 ☒ 手術室 ☒ 処置室 ☒ 臨床検査施設 ☒ エックス線診療室 ☒ 調剤所 ☒ 病床数(476 床) ☐ 医師住宅 ☒ 看護師住宅	緊急時には、優先的に入院に供することができる。 常に、へき地診療所からの患者の受入れが出来るようにしている。
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数(床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数(床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	24	1	5					150		1							181
実人員	99	5	12	7	0	9	6	216	0	9	53	25	2	71	1	173	688
内特殊関係者	6							1						1			8

5 勤務体制

	体 制	昼間(15時現在)		夜間(3時現在)		休日(15時現在)	
		専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任
医師	病院内	23	4	0	1		1
	オンコール					1	
内 精神科医 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 小児科医 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医 (再掲)	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内	9					
	オンコール						
診療放射線技師	病院内	7					
	オンコール			1		1	
臨床検査技師	病院内	7					
	オンコール			1		1	
看護師	病院内	83		24		38	
	オンコール			1		1	
合 計	病院内	129	4	24	1	38	1
	オンコール	0	0	3	0	4	0
内 救急医療 (再掲) (精神科救急医療含む)	病院内						
	オンコール						
内 周産期医療 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療 (再掲)	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

(1)精神科救急医療の場合のみ

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無(有・無)
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数(人)

(2)災害医療の場合のみ

- ・災害派遣医療チーム(DMAT)の有無(有・無)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人 原土井病院
理事長 原 寛

住 所：福岡市東区青葉6丁目40番8号

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	原土井病院
病院の所在地	福岡市東区青葉6丁目40番8号
管轄保健所名	東保健所

〔へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数〕

支援診療所名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
玄界診療所	95 日間	95 人	95 人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合 計	95 日間	95 人	94 人日

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所(当該医療法人が開設又は指定管理者として管理するものを除く。)に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県において行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表
- へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類(支援診療所との協定書等の写し)

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先(診療所名)	派遣 医師数	医師の延べ 派遣日数	受診可能 診療科目
令和 4 年 4 月 1 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 4 月 5 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 4 月 8 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 4 月 12 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 4 月 15 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 4 月 19 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 4 月 22 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 4 月 26 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 5 月 6 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 5 月 10 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 5 月 13 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 5 月 17 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 5 月 20 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 5 月 24 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 5 月 27 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 5 月 31 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
合 計	16 日間	—	16 人	16 人日	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「平成○年○月○日」、派遣期間は「平成○年○月○日～平成○年○月○日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

医師派遣明細表

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先(診療所名)	派遣 医師数	医師の延べ 派遣日数	受診可能 診療科目
令和 4 年 6 月 3 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 6 月 7 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 6 月 10 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 6 月 14 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 6 月 17 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 6 月 21 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 6 月 24 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 6 月 28 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 7 月 1 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 7 月 5 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 7 月 8 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 7 月 12 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 7 月 15 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 7 月 19 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 7 月 22 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 7 月 26 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
合 計	16 日間	—	16 人	16 人日	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「平成○年○月○日」、派遣期間は「平成○年○月○日～平成○年○月○日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

医師派遣明細表

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先(診療所名)	派遣 医師数	医師の延べ 派遣日数	受診可能 診療科目
令和 4 年 7 月 29 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 8 月 5 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 8 月 9 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 8 月 12 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 8 月 16 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 8 月 19 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 8 月 23 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 8 月 26 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 8 月 30 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 9 月 2 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 9 月 9 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 9 月 13 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 9 月 16 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 9 月 27 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 9 月 30 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 10 月 4 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
合 計	16 日間	—	16 人	16 人日	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「平成○年○月○日」、派遣期間は「平成○年○月○日～平成○年○月○日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

医師派遣明細表

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先(診療所名)	派遣 医師数	医師の延べ 派遣日数	受診可能 診療科目
令和 4 年 10 月 7 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 10 月 8 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 10 月 11 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 10 月 14 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 10 月 18 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 10 月 21 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 10 月 28 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 11 月 1 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 11 月 4 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 11 月 8 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 11 月 11 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 11 月 15 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 11 月 18 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 11 月 22 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 11 月 25 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 11 月 29 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
合 計	16 日間	—	16 人	16 人日	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「平成〇年〇月〇日」、派遣期間は「平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

医師派遣明細表

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先(診療所名)	派遣 医師数	医師の延べ 派遣日数	受診可能 診療科目
令和 4 年 12 月 2 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 12 月 6 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 12 月 9 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 12 月 13 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 12 月 16 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 12 月 20 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 4 年 12 月 27 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 1 月 6 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 1 月 7 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 1 月 10 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 1 月 13 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 1 月 17 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 1 月 20 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 1 月 27 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 1 月 31 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 2 月 3 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
合 計	16 日間	—	16 人	16 人日	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「平成〇年〇月〇日」、派遣期間は「平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

医師派遣明細表

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先(診療所名)	派遣 医師数	医師の延べ 派遣日数	受診可能 診療科目
令和 5 年 2 月 7 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 2 月 10 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 2 月 14 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 2 月 17 月	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 2 月 21 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 2 月 24 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 2 月 28 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 3 月 3 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 3 月 7 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 3 月 10 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 3 月 14 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 3 月 17 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 3 月 24 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 3 月 28 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 5 年 3 月 31 日	1 日間	玄界診療所	1 人	1 人日	内科
令和 年 月 日	日間		人	人日	
合 計	15 日間	—	15 人	15 人日	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「平成〇年〇月〇日」、派遣期間は「平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	1,314,919,952 円				円
現金及び預金					892,041,279 円
事業未収金	1,180,301,751 円				円
未収金	65,784,168 円				円
たな卸資産	24,312,644 円				円
前払費用	75,139,720 円				円
その他の流動資産	7,149,742 円				円
貸倒引当金	△ 37,768,073 円				円
固定資産	3,461,027,006 円	円	円	円	円
有形固定資産	3,071,966,906 円	円			円
建物	1,769,333,029 円	円			円
構築物	170,540,397 円	円			円
医療用器械備品	35,793,529 円	円			円
その他の器械備品	115,817,034 円	円			円
車両及び船舶	2 円	円			円
その他の有形固定資産	0 円	円			円
土地	923,694,252 円	円			円
リース資産	0 円	円			円
建設仮勘定	56,788,663 円	円			円
無形固定資産	134,456,880 円	円			円
ソフトウェア	131,980,759 円	円			円
その他の無形固定資産	2,476,121 円	円			円
その他の資産	254,603,220 円		円	円	円
保険積立金	0 円				219,305,513 円
敷金	134,775,600 円				円
長期前払費用	113,356,625 円				円
出資金	3,416,195 円				円
その他の固定資産	3,054,800 円				円
資産合計	① 4,775,946,958 円	② 0 円	③ 0 円	④ 0 円	1,111,346,792 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合 計	原土井病院	みどりのクリニック みどりの介護医療院	疾病予防施設
流動資産	1,314,919,952 円	1,306,289,378 円	7,259,389 円	0 円
現金及び預金	0 円	0 円	0 円	0 円
事業未収金	1,180,301,751 円	1,180,301,751 円	0 円	0 円
未収金	65,784,168 円	65,784,168 円	0 円	0 円
たな卸資産	24,312,644 円	20,982,155 円	3,330,489 円	0 円
前払費用	75,139,720 円	69,839,635 円	3,928,900 円	0 円
その他の流動資産	7,149,742 円	7,149,742 円	0 円	0 円
貸倒引当金	△ 37,768,073 円	△ 37,768,073 円	0 円	0 円
固定資産	3,461,027,006 円	2,473,678,712 円	972,937,694 円	3,511,151 円
有形固定資産	3,071,966,906 円	2,178,299,167 円	887,280,739 円	3,511,151 円
建物	1,769,333,029 円	961,173,306 円	806,053,225 円	1,522,087 円
構築物	170,540,397 円	132,349,620 円	38,049,756 円	0 円
医療用器械備品	35,793,529 円	34,623,703 円	1,169,825 円	1 円
その他の器械備品	115,817,034 円	91,341,209 円	20,336,346 円	1,989,063 円
車両及び船舶	2 円	1 円	0 円	0 円
その他の有形固定資産	0 円	0 円	0 円	0 円
土地	923,694,252 円	902,022,665 円	21,671,587 円	0 円
リース資産	0 円	0 円	0 円	0 円
建設仮勘定	56,788,663 円	56,788,663 円	0 円	0 円
無形固定資産	134,456,880 円	128,577,430 円	5,245,850 円	0 円
ソフトウェア	131,980,759 円	126,101,309 円	5,245,850 円	0 円
その他の無形固定資産	2,476,121 円	2,476,121 円	0 円	0 円
その他の資産	254,603,220 円	166,802,115 円	80,411,105 円	0 円
保険積立金	0 円	0 円	0 円	0 円
敷金	134,775,600 円	127,385,600 円	0 円	0 円
長期前払費用	113,356,625 円	32,945,520 円	80,411,105 円	0 円
出資金	3,416,195 円	3,416,195 円	0 円	0 円
その他の固定資産	3,054,800 円	3,054,800 円	0 円	0 円
資産合計	⑤ 4,775,946,958 円	3,779,968,090 円	980,197,083 円	3,511,151 円

○直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載

(同一施設内において複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業については施設名、
その他については事業名を記載)すること。

○表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。

○⑤が①と一致すること。

2 業務の用に供する財産の

施設名(事業名) 区分	(介護予防)原土井訪問看護 リハステーション 原土井ケアプラザサービス	第5地域包括支援センター 介護予防事業	第10地域包括支援センター 介護予防事業	ちはやスタジオ
流動資産	0 円	323,429 円	332,756 円	715,000 円
現金及び預金	0 円	0 円	0 円	0 円
事業未収金	0 円	0 円	0 円	0 円
未収金	0 円	0 円	0 円	0 円
たな卸資産	0 円	0 円	0 円	0 円
前払費用	0 円	323,429 円	332,756 円	715,000 円
その他の流動資産	0 円	0 円	0 円	0 円
貸倒引当金	0 円	0 円	0 円	0 円
固定資産	721,688 円	613,920 円	1,231,459 円	8,332,382 円
有形固定資産	531,688 円	297,120 円	914,659 円	1,132,382 円
建物	0 円	0 円	484,960 円	99,451 円
構築物	0 円	0 円	0 円	141,021 円
医療用器械備品	0 円	0 円	0 円	0 円
その他の器械備品	531,687 円	297,120 円	429,699 円	891,910 円
車両及び船舶	1 円	0 円	0 円	0 円
その他の有形固定資産	0 円	0 円	0 円	0 円
土地	0 円	0 円	0 円	0 円
リース資産	0 円	0 円	0 円	0 円
建設仮勘定	0 円	0 円	0 円	0 円
無形固定資産	0 円	316,800 円	316,800 円	0 円
ソフトウェア	0 円	316,800 円	316,800 円	0 円
その他の無形固定資産	0 円	0 円	0 円	0 円
その他の資産	190,000 円	0 円	0 円	7,200,000 円
保険積立金	0 円	0 円	0 円	0 円
敷金	190,000 円	0 円	0 円	7,200,000 円
長期前払費用	0 円	0 円	0 円	0 円
出資金	0 円	0 円	0 円	0 円
その他の固定資産	0 円	0 円	0 円	0 円
資産合計	721,688 円	937,349 円	1,564,215 円	9,047,382 円

3 保有財産の明細

保有財産(使用目的)	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の 帳簿価額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は 改良の予定年度	左記の予定年度に 必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定 預金の帳簿価額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑦ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始 予 定 年 度	左記の予定年度に 必要な最低額	毎会計年度に 積み立てる額	特定事業準備資金 の帳簿価額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑧ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑧が④と一致すること。

○ 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」(任意の様式)を作成し、併せて提出すること。(なお、当該別紙についても閲覧対象であること)

6 土地の明細

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
福岡市東区青葉5丁目848-2	209.00 m ²	0 m ²	209.00 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉5丁目848-3	157.43 m ²	0 m ²	157.43 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉5丁目848-4	637.99 m ²	0 m ²	637.99 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉5丁目849-5	33.00 m ²	0 m ²	33.00 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目849-2	651.00 m ²	0 m ²	651.00 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目849-3	3517.95 m ²	0 m ²	3517.95 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目849-6	127.00 m ²	0 m ²	127.00 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目850-21	304.12 m ²	0 m ²	304.12 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目889-1	66.00 m ²	0 m ²	66.00 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目889-5	87.56 m ²	0 m ²	87.56 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目889-15	400.44 m ²	0 m ²	400.44 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目889-17	314.89 m ²	0 m ²	314.89 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目890-7	2.18 m ²	0 m ²	2.18 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目890-37	150.00 m ²	0 m ²	150.00 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目891-1	85.00 m ²	0 m ²	85.00 m ²	原土井病院
福岡市東区名子2丁目362-1	774.03 m ²	0 m ²	774.03 m ²	寮
福岡市東区土井3丁目55-1	647.01 m ²	0 m ²	647.01 m ²	寮
福岡市東区青葉7丁目821-43	241.24 m ²	0 m ²	241.24 m ²	居宅介護支援事業所
福岡市東区香椎4丁目2021-26・27・28	316.55 m ²	0 m ²	316.55 m ²	倉庫
福岡市東区名子1丁目631-1	3042.00 m ²	0 m ²	3042.00 m ²	介護医療院
福岡市東区名子1丁目633-1	1657.00 m ²	0 m ²	1657.00 m ²	介護医療院
福岡市東区名子3丁目941番	980.00 m ²	0 m ²	980.00 m ²	複合型
福岡市東区名子3丁目941番2	1.01 m ²	0 m ²	1.01 m ²	複合型
福岡市東区名子3丁目944番1	480.00 m ²	0 m ²	480.00 m ²	複合型
福岡市東区名子3丁目942番6	80.00 m ²	0 m ²	80.00 m ²	複合型
福岡市東区青葉6丁目849-1・4	6877.00 m ²	6877.00 m ²	0 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目850-2	238.25 m ²	238.25 m ²	0 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目850-3	493.56 m ²	493.56 m ²	0 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目850-5	692.13 m ²	692.13 m ²	0 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目850-6	50.00 m ²	50.00 m ²	0 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目850-10	144.89 m ²	144.89 m ²	0 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目850-11	1319.25 m ²	1319.25 m ²	0 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目850-16	146.97 m ²	146.97 m ²	0 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目850-17	43.82 m ²	43.82 m ²	0 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目850-18	29.92 m ²	29.92 m ²	0 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目850-19	32.70 m ²	32.70 m ²	0 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目850-20	1.06 m ²	1.06 m ²	0 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目888番	1477.00 m ²	0.00 m ²	1477.00 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目888-170	1428.24 m ²	1428.24 m ²	0 m ²	原土井病院

福岡市東区青葉6丁目888-171・172、890-33	1926.00 m ²	1926.00 m ²	0 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目889-34・111、890-4	1960.00 m ²	1960.00 m ²	0 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目889-35	24.31 m ²	24.31 m ²	0 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目890-34	200.00 m ²	200.00 m ²	0 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目890-15	582.00 m ²	582.00 m ²	0 m ²	原土井病院
福岡市東区青葉6丁目890-2・3・8、892	1217.00 m ²	1217.00 m ²	0 m ²	寮
福岡市東区青葉6丁目899-52	178.00 m ²	178.00 m ²	0 m ²	寮
福岡市東区青葉7丁目768-1・5・9・10	1938.00 m ²	1938.00 m ²	0 m ²	寮

7 建物の明細

区 分	構造の概要	総 面 積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
本館・B棟	鉄骨造	8007.49 m ²	自家	原土井病院	m ²
A棟	鉄骨造	6607.96 m ²	自家	原土井病院	m ²
外来・C棟	鉄骨造	3684.73 m ²	自家	原土井病院	m ²
緩和ケア棟	鉄骨造	1503.85 m ²	自家	原土井病院	m ²
霊安室	鉄骨造	37.50 m ²	自家	原土井病院	m ²
R棟	鉄骨造	5522.09 m ²	自家	原土井病院	m ²
ケアプランセンター	鉄骨造	117.61 m ²	自家	居宅介護支援事業所	m ²
旧いやしの宮前	鉄筋コンクリート	212.02 m ²	自家	倉庫	m ²
障がい者基幹相談 支援センター	鉄筋コンクリート	859.90 m ²	自家	賃貸	m ²
みどりの介護医療院	鉄筋コンクリート	4419.17 m ²	自家	介護医療院	m ²
第1コーポ	鉄骨造	484.84 m ²	自家	寮	m ²
第2コーポ	鉄骨造	201.60 m ²	借家	寮	m ²
第6コーポ	鉄骨造	748.44 m ²	自家	寮	m ²
第8コーポ	鉄骨造	691.20 m ²	自家	寮	m ²
第10コーポ	鉄骨造	577.50 m ²	自家	寮	m ²
第12コーポ	鉄骨造	651 m ²	自家	寮	m ²

8 医療用器械備品の明細

[illegible]

役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会医療法人原土井病院（以下「この法人」という。）の定款第4章第19条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じて退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員の報酬額については、年間報酬総額 100 百万円の範囲内とし、理事長は理事会の承認を得て、その総額の範囲内で各々の理事に配分するものとする。

2 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任または希望により退職した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところのより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、または負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、医療法施行規則第30条の35の2第1項第1号ホに定める報酬等の支給基準とし、法人内に据置き、必要に応じて閲覧等に応じる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、社会医療法人への移行の登記の日から施行する。